



Q & A

Q：令和5年3月31日までに、立木の伐採に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：開発行為に着手しているとは、土地の形質変更の行為に着手している場合をいい、立木伐採は含まれません。

Q：令和5年3月31日までに、少しでも土地の形質変更の行為に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：土地の形質変更に着手している場合でも、その行為が一時的なものに過ぎず、測量や設計等の準備行為を踏まえたものでない場合は、開発行為に着手しているとはみなされません。

一方、上記準備行為を踏まえた上で着手している土地の形質変更であれば、その多寡にかかわらず、開発行為に着手しているとみなされます。

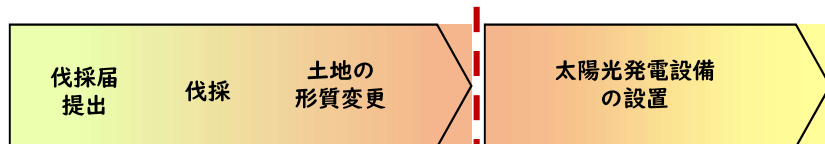
Q：開発行為の着手の日はどのように確認されるのですか？

A：基本的には、開発行為者の申告内容（伐採届に記載の着手日、他の法令や条例等に基づく着工届等）により確認を行います。

ただし、申告に基づく着手日に疑義がある場合は、都道府県職員により事業計画や現地の確認等をさせていただくことがあります。

ケース1

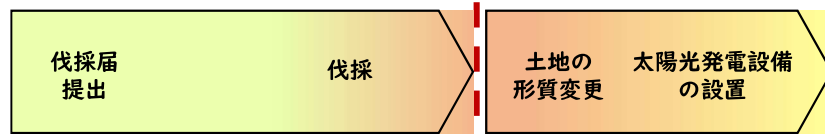
太陽光発電設備
(開発面積が1ha以下)



林地開発許可
対象外

ケース2

太陽光発電設備
(開発面積が0.5ha超
1ha以下)



林地開発許可
が必要

令和5年4月1日

Q：太陽光発電設備（0.3ha）、資材置場（0.6ha）の合計0.9haの開発を計画しているのですが、林地開発許可は必要ですか？

A：資材置場が、太陽光発電設備を設置するために整備するものである場合には、双方の開発を合わせた0.9haが太陽光発電設備に関する開発行為とみなされ、林地開発許可が必要となります。

一方、0.6haの開発の目的が太陽光発電設備の設置と関係のない場合には、双方の開発は共に許可を要する規模に満たないため、林地開発許可の対象外となります。

